

新築家屋の 固定資産税を軽減します



令和2年3月31日までに家を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

◆対象要件

- ①専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ②居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること（共同住宅の場合は、1戸につき40㎡以上280㎡以下）
- ③玄関、台所、トイレ、居室等があり、居室の要件を備えていること

◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額
※ただし、軽減の対象は居住部分について1戸あたり床面積120㎡までとなります。

◆軽減の期間

・一般の住宅＝新築後3年度分
・3階建以上の中高層耐火住宅等＝新築後5年度分
※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

◆その他

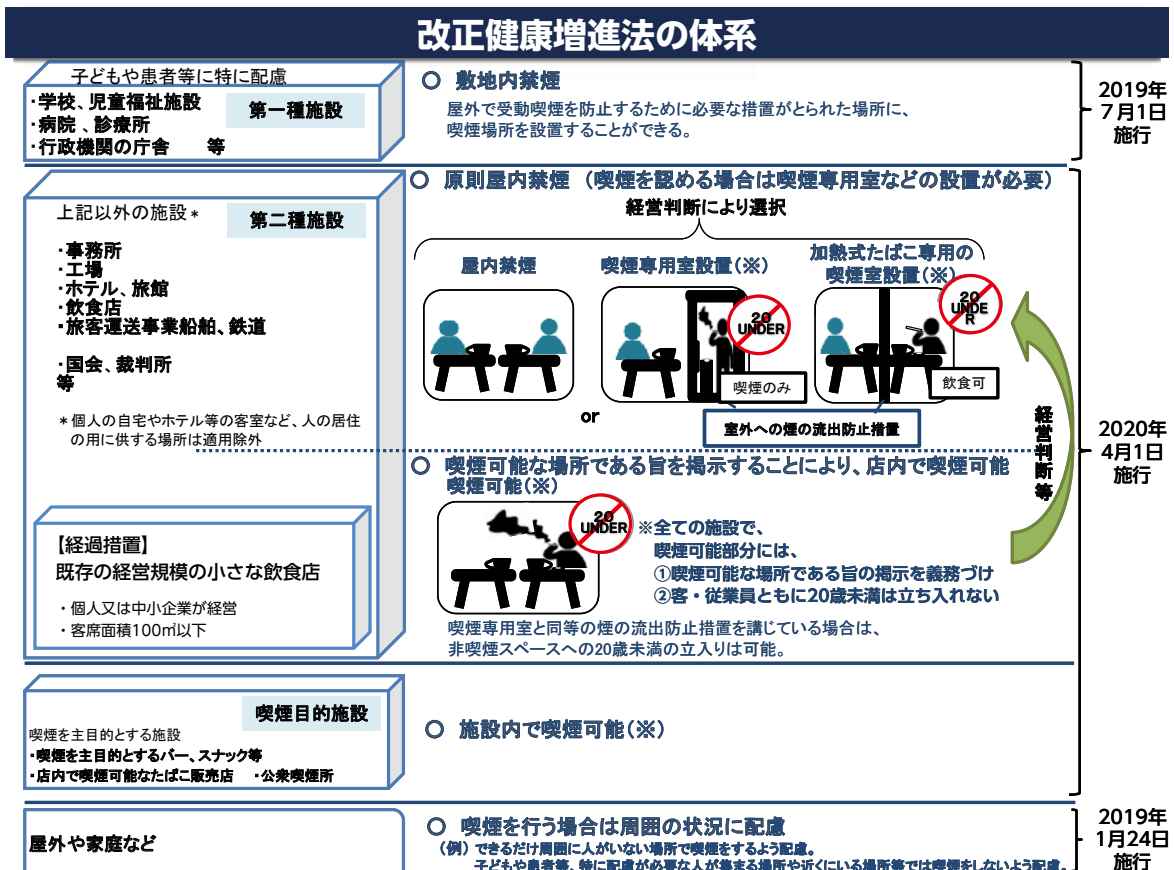
一定の要件を備えた改修工事（住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事）を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、
資産税課（2階）

☎(20)1579、FAX(20)1600へ。

受動喫煙対策が強化されます

健康増進法が改正され、「望まない受動喫煙」を防止するための対策が強化されます。7月1日より公共機関等では、原則敷地内禁煙となり、その他の施設についても段階的に対策が進んでいきます。



お問い合わせは、保健センター 健康管理課（2階） ☎(25)1725、FAX(25)1865、☎(20)1574、FAX(20)1600へ。